

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第6号

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

地方独立行政法人法施行細則（平成17年岩手県規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(重要な財産の処分等の認可の申請)</p> <p><u>第17条</u> [略]</p> <p>(内部組織)</p> <p><u>第18条</u> [略]</p> <p>(管理又は監督の地位)</p> <p><u>第19条</u> [略]</p> <p>(出資の認可の申請)</p> <p><u>第20条</u> 公立大学法人は、<u>法第77条の3</u>の規定により出資の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(長期借入金の認可の申請)</p> <p><u>第21条</u> [略]</p> <p>(債券の発行の認可の申請)</p> <p><u>第22条</u> [略]</p> <p>(償還計画の認可の申請)</p> <p><u>第23条</u> [略]</p> <p>(土地等の貸付けの認可の申請)</p> <p><u>第24条</u> 公立大学法人は、<u>法第79条の5</u>の規定により土地等の</p>	<p>(土地等の貸付けの認可の申請)</p> <p><u>第17条</u> 法人は、<u>法第42条の3</u>又は<u>第79条の5</u>の規定により土地等の貸付けの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>貸し付ける土地等の所在地</u></p> <p>(2) <u>貸付けの方法及び期間</u></p> <p>(3) <u>その他知事が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>土地等の貸付けに関する規程</u></p> <p>(2) <u>土地等の配置及び規模を示す図面</u></p> <p>(3) <u>貸付けに係る契約の契約書の案</u></p> <p>(4) <u>その他知事が必要と認める書類</u></p> <p>(重要な財産の処分等の認可の申請)</p> <p><u>第18条</u> [略]</p> <p>(内部組織)</p> <p><u>第19条</u> [略]</p> <p>(管理又は監督の地位)</p> <p><u>第20条</u> [略]</p> <p>(出資の認可の申請)</p> <p><u>第21条</u> <u>法第67条の8</u>に規定する試験研究地方独立行政法人又は公立大学法人は、<u>同条又は第77条の3</u>の規定により出資の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(長期借入金の認可の申請)</p> <p><u>第22条</u> [略]</p> <p>(債券の発行の認可の申請)</p> <p><u>第23条</u> [略]</p> <p>(償還計画の認可の申請)</p> <p><u>第24条</u> [略]</p>

貸付けの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 貸し付ける土地等の所在地
- (2) 貸付けの方法及び期間
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 土地等の貸付けに関する規程
- (2) 土地等の配置及び規模を示す図面
- (3) 貸付けに係る契約の契約書の案
- (4) その他知事が必要と認める書類

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。